日 歯 発 第 955 号 令和 4 年 11 月 10 日 (総務一課扱い)

厚生労働大臣 加 藤 勝 信 様

> 公益社団法人 日本歯科医師会 会 長 堀 憲 郎

## オンライン資格確認義務化に関する要望

平素より本会会務の運営に特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、オンライン資格確認システムは、日本の医療DXの基盤になるものであり、その推進に向けて国と共通認識をもち、最大限の協力をしております。

しかしながら、オンライン資格確認義務化については、紙でレセプト請求している医療機関以外でも対応が困難な場合が考えられ、本会の 60 歳以上の会員に対しアンケート調査を実施したところ、数年後に廃業を考えている場合や、レセプト件数が少ない場合などオンライン資格確認の導入が困難な場合が明らかになりました。

そのほか、補助金等により取得したカードリーダー等の耐用年数以内に医療機関が廃業した場合等の返納金の取扱いや、システム改修、回線の敷設に要する期間の問題等も顕在化しています。

オンライン資格確認の推進に協力する本会としての方針に変わりはありませんが、義務化による現場の混乱は、地域の歯科医療提供体制にも大きな影響を及ぼすことから、現在生じている諸問題に対しては特段の措置を講じて頂くよう、別添の「オンライン資格確認義務化に関する要望の具体的事項」への対応を要望いたします。

(別添) オンライン資格確認義務化に関する要望の具体的事項

#### (別添)

# オンライン資格確認義務化に関する要望の具体的事項

今般、オンライン資格確認導入が原則義務付けされたことに鑑み、一定の条件 を満たす医療機関への配慮として以下の措置を求める。

# 1. オンライン資格確認導入の義務付け除外等

開設・管理者が高齢で月平均のレセプト請求件数が少ない医療機関について、 義務付けの除外等の対応を求める。

# 2. 補助対象等財産の法定耐用年数内処分の返納金の取扱の特例化等

補助対象となった顔認証付きカード-リーダー及び資格確認端末等の法定耐用年数内の補助金返納の免除等の特例化等を求める。

- ① 開設・管理者が高齢のため医療機関を廃止した場合
- ② その他特別な事情がある場合

### 3. オンライン資格確認導入に係る経過措置期間の設定

オンライン資格確認導入に必要な機材の納入遅延、回線事業者の回線敷設等の作業遅延、離島・僻地やビル開業等で回線の敷設が困難な場合、システムベンダーのレセコン等の改修作業遅延等、物理的な理由により、令和 5 年 3 月末までに準備が完了できないと見込まれる医療機関への、補助金及び療養担当規則における経過措置を設けることを求める。